

軽度・中等度難聴者（児）補聴器購入費助成  
制度の導入を

質問者 原 隆 夫

高度難聴者は身体障害者手帳が交付され、  
障害者総合支援法に基づく補装具費（補聴器  
の購入費）の助成を受けられる。しかし、軽  
度・中等度難聴者は交付対象ではなく、医師  
から「補聴器の装着が必要」と診断されても  
助成を受けられない。補聴器は耐用年数が5  
年程で、数万円から十数万円と高額なため経  
済的負担が大きい。購入費助成を始める自治  
体も増えている。我が町も早急に導入すべき  
と考えるが、町長の所見を伺う。